

**第69回税理士試験 消費税法  
第二問(計算)解答**

〔表示内容の説明〕

配点：★・・・2点、●・・・1点

問1 (40点)

## I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)
1. 基準期間における課税売上高	
$(614,241,600円 - 301,884,000円) \times \frac{100}{108} = 289,220,000円$	
$\frac{289,220,000円}{9} \times 12 = 385,626,660円$ (年換算●) > 10,000,000円 ∴ 納税義務あり	

## II 課税標準額に対する消費税額の計算

〔課税標準額〕

計 算 過 程	(単位：円)
1. 不動産賃貸事業収入	
(1) A建物(原状回復費) 580,000円● (2) C建物 24,652,000円● + 648,000円● = 25,300,000円	
(3) (1)+(2) = 25,880,000円	
2. 不動産販売事業収入	
(1) G建物 684,550,000円 - 475,630,000円 = 208,920,000円 (2) H建物 615,620,000円 - 330,000,000円 = 285,620,000円	
(3) J戸建住宅 53,168,000円 - 27,400,000円 = 25,768,000円 (4) (1)~(3)の計 520,308,000円★	
3. その他事業収入	
(1) 手数料収入 40,276,000円 (2) 保険代理店収入 4,278,000円●	
(3) 斡旋事務手数料 120,000円● (4) (1)~(3)の計 44,674,000円	
4. 雑収入 230,000円(注)	
(注) 230,000円 × 50% = 115,000円 > 50,000円 ∴ 低額譲渡に該当する。(判定●)	
5. 合計 591,092,000円	
$591,092,000円 \times \frac{100}{108} = 547,307,407円 \rightarrow 547,307,000円$ (千円未満切捨て)	
金 額	547,307,000円

〔課税標準額に対する消費税額〕

計 算 過 程	(単位：円)
$547,307,000円 \times \frac{6.3}{100} = 34,480,341円$	
金 額	34,480,341円

## 〔控除過大調整税額〕

計 算 過 程 (単位：円)		金 額
非課税取引に係る貸倒回収は調整しない。●		0 円

## Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等

## 〔課税売上割合〕

計 算 過 程 (単位：円)		
1. 課税資産の譲渡等の対価の額		
(1) 課税売上高	547,307,407円 > 500,000,000円●	∴ 按分控除
(2) 非課税資産の輸出等	400,000円● + 300,000円● = 700,000円	
(3) (1)+(2)	548,007,407円	
2. その他の資産の譲渡等の対価の額		
(1) 不動産賃貸事業収入		
① A建物	25,340,000円 - 580,000円 = 24,760,000円	② B建物 64,418,000円
③ C建物	55,467,000円 - 648,000円 = 54,819,000円	④ E土地 10,500,000円●
⑤ F土地	2,200,000円●	⑥ ①～⑤の計 156,697,000円
(2) 不動産販売事業収入		
① G建物	475,630,000円	② H建物 330,000,000円
④ J戸建住宅	27,400,000円	③ I土地 71,336,000円
⑤ ①～④の計	904,366,000円●	
(3) 受取利息配当金	142,530円	
(4) 出資持分売却収入	3,600,000円●	
(5) 雑収入	180,000円●	
(6) 合計	1,064,985,530円	
3. 資産の譲渡等の対価の額		
1 + 2 = 1,612,992,937円		
4. 課税売上割合		
$\frac{548,007,407円}{1,612,992,937円} = 0.3397\dots$		
割	548,007,407円	
合	1,612,992,937円	

## 〔控除対象仕入税額〕

計 算 過 程 (単位：円)		
〔課税仕入れ等の税額の合計額の計算〕		
1. 課税資産の譲渡等により要するもの		
(1) 宅配ボックス購入費	378,000円★	
(2) 不動産賃貸事業原価		
① 修繕費	560,000円●	② コンサルタント料 540,000円●
③ ①+② = 1,100,000円		
(3) 不動産販売事業原価		
① H建物	254,966,000円●	② J戸建住宅 23,189,000円●
③ ①+② = 278,155,000円		
(4) その他事業原価	5,417,000円 + 3,417,000円 = 8,834,000円●	
(5) 販売費及び一般管理費 (支払手数料)	80,000円★	
(6) 合計	288,547,000円	
$288,547,000円 \times \frac{6.3}{108} = 16,831,908円$		次ページへ続く

〔控除対象仕入税額〕 (続き)

計 算 過 程	(単位: 円)
2. その他の資産の譲渡等により要するもの	
(1) 不動産賃貸事業原価	
① 管理費	1,728,000円+4,174,200円=5,902,200円
② 広告宣伝費	3,240,000円
③ ①+②	=9,142,200円★
(2) 不動産販売事業原価 (I 土地)	5,500,000円● (3) 合計 14,642,200円
	$14,642,200円 \times \frac{6.3}{108} = 854,128円$
3. 共通課税仕入れ	
(1) 不動産賃貸事業原価	
① 管理費	5,362,000円
② 広告宣伝費	2,700,000円
③ その他の原価	4,860,000円
④ 合計	12,922,000円●
(2) 不動産販売事業原価 (J 戸建住宅)	800,000円●
(3) 販売費及び一般管理費	
① 福利厚生費	337,500円+1,327,500円-30,000円+765,000円=2,400,000円●
② 支払手数料	2,940,800円-80,000円=2,860,800円
③ 諸会費	120,000円+23,760円=143,760円●
④ その他の費用	24,543,560円
⑤ ①~④の計	29,948,120円
(4) 合計	43,670,120円
	$43,670,120円 \times \frac{6.3}{108} = 2,547,423円$
4. 課税仕入れ等の税額の合計額	
	$(288,547,000円+14,642,200円+43,670,120円) \times \frac{6.3}{108} = 20,233,460円$
5. 控除対象仕入税額の計算	
(1) 個別対応方式	
	$16,831,908円+2,547,423円 \times \frac{548,007,407円}{1,612,992,937円} = 17,697,383円$
(2) 一括比例配分方式	
	$20,233,460円 \times \frac{548,007,407円}{1,612,992,937円} = 6,874,230円$
	(3) (1)>(2) ∴ 17,697,383円
〔調整対象固定資産に係る控除税額の調整の計算等〕	
1. 調整対象固定資産の判定	
(1) ゴルフ場利用株式	$3,672,000円 \times \frac{100}{108} = 3,400,000円 \geq 1,000,000円 \quad \therefore \text{該当する} \bullet$
(2) 営業用車両	$(1,650,000円-153,000円) \times \frac{100}{108} = 1,386,111円 \geq 1,000,000円 \quad \therefore \text{該当する} \bullet$
(3) 応接セット	$(1,180,000円-110,000円) \times \frac{100}{108} = 990,740円 < 1,000,000円 \quad \therefore \text{該当しない} \bullet$
(4) 宅配ボックス	$378,000円 \times \frac{100}{108} = 350,000円 < 1,000,000円 \quad \therefore \text{該当しない}$
2. 変動の調整	
(1) 仕入れ等の課税期間の課税売上割合 (前々々事業年度)	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	$(835,919,320円-95,332,000円) \times \frac{100}{108} = 685,729,000円$
② 資産の譲渡等の対価の額	685,729,000円+95,332,000円=781,061,000円

次ページへ続く

〔控除対象仕入税額〕 (続き)

計 算 過 程	(単位：円)
③ 課税売上割合	
$\frac{685,729,000\text{円}}{781,061,000\text{円}} = 0.8779\dots$	
(2) 通算課税売上割合	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	
イ 前々々事業年度 685,729,000円	
ロ 前々事業年度 289,220,000円	
ハ 前事業年度	
$(1,081,998,360\text{円} - 815,436,000\text{円}) \times \frac{100}{108} = 246,817,000\text{円}$	
ニ 当事業年度 548,007,407円	
ホ イ～ニの計 1,769,773,407円	
② その他の資産の譲渡等の対価の額	
イ 前々々事業年度 95,332,000円	
ロ 前々事業年度 301,884,000円	
ハ 前事業年度 815,436,000円	
ニ 当事業年度 1,064,985,530円	
ホ イ～ニの計 2,277,637,530円	
③ 資産の譲渡等の対価の額	
①+②=4,047,410,937円	
④ 通算課税売上割合	
$\frac{1,769,773,407\text{円}}{4,047,410,937\text{円}} = 0.4372\dots$	
(3) 著しい変動の判定 (判定方法★)	
① 変動率	
$\frac{0.8779\dots - 0.4372\dots}{0.8779\dots} = 0.5019\dots \geq 0.5$	
② 変動差	
$0.8779\dots - 0.4372\dots = 0.4406\dots \geq 0.05$ ∴ 著しい変動あり	
(4) 調整税額	
① ゴルフ場利用株式	
イ 調整対象基準税額	
$3,672,000\text{円} \times \frac{6.3}{108} = 214,200\text{円}$	
ロ 調整税額 (減算)	
(a) $214,200\text{円} \times 0.8779\dots = 188,055\text{円}$	
(b) $214,200\text{円} \times 0.4372\dots = 93,661\text{円}$	
(c) (a)-(b)=94,394円	
② 営業用車両	
イ 調整対象基準税額	
$(1,650,000\text{円} - 153,000\text{円}) \times \frac{6.3}{108} \times 3\text{台} = 261,975\text{円}$	
ロ 調整税額 (減算)	
(a) $261,975\text{円} \times 0.8779\dots = 229,999\text{円}$	
(b) $261,975\text{円} \times 0.4372\dots = 114,551\text{円}$	
(c) イーロ=115,448円	

次ページへ続く

〔控除対象仕入税額〕 (続き)

計 算 過 程		(単位：円)
〔控除対象仕入税額の計算〕 17,697,383円-94,394円-115,448円=17,487,541円		
金 額		17,487,541円

## IV 差引税額の計算

〔差引税額〕

計 算 過 程		(単位：円)
34,480,341円-17,487,541円=16,992,800円→16,992,800円 (百円未満切捨て)		
金 額		16,992,800円

## V 中間納付額の計算

〔中間納付額〕

計 算 過 程		(単位：円)
1. 一月中間申告 $\frac{14,805,000\text{円}}{12} = 1,233,750\text{円} \leq 4,000,000\text{円} \quad \therefore \text{申告不要}$		
2. 三月中間申告 $\frac{14,805,000\text{円}}{12} \times 3 = 3,701,250\text{円} > 1,000,000\text{円} \quad \therefore \text{申告あり}$		
3. 中間納付額 3,701,250円→3,701,200円 (百円未満切捨て) 3,701,200円×3回=11,103,600円		
金 額		11,103,600円 ●

## VI 納付税額の計算

計 算 過 程		(単位：円)
16,992,800円-11,103,600円=5,889,200円		
金 額		5,889,200円

## 問2 (10点)

## I 第1期(自平成29年9月1日至平成30年3月31日)の納税義務の有無の判定

(単位:円)

## 1. 基準期間における課税売上高

基準期間なし

## 2. 特定期間における課税売上高

特定期間なし

## 3. 特定新規設立法人の特例

## (1) 新規設立法人の判定

資本金 3,000,000円 &lt; 10,000,000円 ∴ 新規設立法人に該当する。(判定●)

## (2) 特定新規設立法人の判定

## ① 特定要件

A 100% &gt; 50% ∴ 該当する。

## ② 課税売上高

## イ. 乙社

## (a) 第42期+第43期

$$(507,000,000円 + 162,000,000円) \times \frac{100}{108} = 619,444,444円$$

$$\frac{619,444,444円}{12+4} \times 12 = 464,583,324円 \bullet \leq 500,000,000円$$

## (b) 第44期

事業年度終了の日の翌日から新設開始日の前日までの期間が二月未満であるため、適用除外

## (c) 第44期開始の日以後6月の期間

$$270,000,000円 \times \frac{100}{108} = 250,000,000円 \bullet \leq 500,000,000円$$

## ロ. 丙社

## (a) 第10期

$$388,000,000円 \times \frac{100}{108} = 359,259,259円$$

$$\frac{359,259,259円}{12} \times 12 = 359,259,252円 \leq 500,000,000円$$

## (b) 第11期

$$501,000,000円 \times \frac{100}{108} = 463,888,888円$$

$$\frac{463,888,888円}{12} \times 12 = 463,888,884円 \leq 500,000,000円$$

## (c) 第12期開始の日以後6月の期間

6月の期間の末日の翌日から新設開始日の前日までの期間が二月未満であるため、適用除外

## ハ. 丁社

Aの別生計親族が完全支配している法人であるため、非支配特殊関係法人に該当し、判定対象者には含まれない。

(判定●)

∴ 特定新規設立法人に該当しない。

∴ 納税義務なし

I (続き)

(単位：円)

## II 第2期(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)の納税義務の有無の判定

(単位:円)

## 1. 基準期間における課税売上高

基準期間なし

## 2. 特定期間における課税売上高

第1期は7月以下であるため短期事業年度に該当し、前々事業年度もないため、特定期間なし(判定●)

## 3. 特定新規設立法人の特例

## (1) 新規設立法人の判定

資本金 3,000,000円 &lt; 10,000,000円 ∴ 新規設立法人に該当する。

## (2) 特定新規設立法人の判定

## ① 特定要件

A 100% &gt; 50% ∴ 該当する。

## ② 課税売上高

イ. 乙社

## (a) 第43期

$$162,000,000円 \times \frac{100}{108} = 150,000,000円$$

$$\frac{150,000,000円}{4} \times 12 = 450,000,000円● \leq 500,000,000円$$

## (b) 第44期

$$536,000,000円 \times \frac{100}{108} = 496,296,296円$$

$$\frac{496,296,296円}{12} \times 12 = 496,296,288円 \leq 500,000,000円$$

ロ. 丙社

## (a) 第11期

$$501,000,000円 \times \frac{100}{108} = 463,888,888円$$

$$\frac{463,888,888円}{12} \times 12 = 463,888,884円 \leq 500,000,000円$$

## (b) 第12期

$$550,000,000円 \times \frac{100}{108} = 509,259,259円$$

$$\frac{509,259,259円}{12} \times 12 = 509,259,252円● > 500,000,000円$$

∴ 特定新規設立法人に該当する。

∴ 納税義務あり

II (続き)

(単位：円)

III 第3期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)の納税義務の有無の判定

(単位：円)

1. 基準期間における課税売上高

$$\frac{5,800,000\text{円}}{7} \times 12 = \underline{9,942,852\text{円}} \bullet \leq 10,000,000\text{円}$$

2. 特定期間における課税売上高

(1) 課税売上高

$$17,800,000\text{円} \times \frac{100}{108} = \underline{16,481,481\text{円}} \bullet$$

(2) 給与等の金額 11,000,000円

(3) (1)>(2) ∴ 11,000,000円 (比較●)

11,000,000円 > 10,000,000円 ∴ 納税義務あり